

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県民生委員定数条例（平成二十六年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表大垣市の項中「三五九人」を「三六七人」に改め、同表高山市の項中「二二七人」を「二二八人」に改め、同表関市の項中「二〇一人」を「二〇二人」に改め、同表各務原市の項中「二三〇人」を「二三一人」に改め、同表瑞穂市の項中「八二人」を「八三人」に改め、同表飛驒市の項中「八二人」を「八一人」に改め、同表神戸町の項中「三四人」を「三九人」に改め、同表輪之内町の項中「二〇人」を「三一人」に改め、同表揖斐川町の項中「七三人」を「七〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

民生委員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。